



## 特集 地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する ～その現状と課題～ 川本哲郎 同志社大学法学部教授に聞く

聞き手・認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク  
広報組織委員会委員 ● 寺島 晃

川本 哲郎 (かわもと・てつろう) 氏

1950年京都市生まれ。専門は刑事法。交通犯罪、精神障害者犯罪の研究、被害者調査などとともに、犯罪被害者の支援にも携わる。日本被害者学会理事、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事・運営委員長。

犯罪被害者等基本法が成立10年目を迎えた。基本法に基づく政府の「犯罪被害者等基本計画」も第2次計画の仕上げ段階に入る。さまざまな施策が展開されているが、犯罪被害者や家族・遺族らの方々(犯罪被害者等)が基本法の理念にある「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される」状態には、まだまだ遠い。そうしたなか、全国の地方自治体では、基本法を受け、犯罪被害者等の支援をうたった条例を制定する動きが広がりつつある。生活に身近な自治体での支援条例には、どんな効果が見込めるか? 今後の課題は? 実情に詳しい川本教授にうかがった。

一内閣府が発行している『平成25年版犯罪被害者白書』や資料によると、犯罪被害者等への支援

条例は47都道府県のうち23府県、20政令指定都市のうち8市、1722市区町村のうち322市区町村で制定している(平成25年4月1日現在)といます。この現状をどのように受けとめておられますか?

条例を制定した地方公共団体が増えてきたのはうれしいが、地域によるバラつきが激しいことは問題だ。例えば岡山県や秋田県は県内の全市町村が制定しているが、隣県の市町村ではゼロ。近畿でも京都府内は20、滋賀が15、兵庫は14市町村で制定しているのに対し、大阪府内はわずか5、奈良県と和歌山県はゼロといった具合だ。このバラつきは人口規模や都市化が要因ではなく、自治体の首長や議会が被害者の問題にどれほど関心や認識をもっているか、その違いの表れではないだろうか。これだけのバラつきは決して好ましいことではない。

## 身近な条例は 被害者の「拠り所」

—支援条例には、どんな効果が期待できますか？

基本法をモデルに条例を制定すると、その自治体には被害者支援にあたる体制ができ、担当する職員も置かれる。それによって被害者支援への認識が高まり、動きも一気に広がることを見込める。実際、京都の例でみると、通学路に無免許少年の暴走車が突っ込んで小学生らに多くの死傷者を出した亀岡市や花火会場での爆発で多数の死傷者が出た福知山市では、いずれもすでに条例を制定していたため、市当局・職員が被害者らの支援に積極的に対応できた。被害者・住民にとって最も身近な行政である市町村で支援条例ができることは、職員や議員の意識向上をもたらし、被害者にとって有用な具体的、きめ細かな対応が生まれると期待できる。ある被害者の方は『条例

ができることで被害者にとっての拠り所ができる』とっておられたが、その意味でも、全国すべての市町村に中身の濃い条例ができることが望まれる。

—すでに制定された条例には、どんな特徴がみられますか？

市町村がつくった条例には、基本法をモデルにしながらも、その地域、市町村の特色を生かした項目がみられる。これも京都市の例だが、観光都市だけあって旅行者が被害にあった場合の支援をうたっているほか、大学の街でもあることから、支援に大学との連携を掲げている。他の自治体でも、犯罪や被害の実情や地域のかかわりなどを踏まえた条例を志向することで、被害者支援に実効性が高まる。同時に被害を未然に防ぐ活動にもつながるだろう。

## 国の支援策に 先駆ける自治体も

中には、国の施策を先取りするような条例も生まれている。その一つが兵庫県明石市のケースで、この4月1日から改正支援条例が施行される。ここでは、犯罪被害者側が加害者から損害賠償金を受け取れない場合に、300万円を上限に市が立て替えて被害者側に支給する、という全国初の制度が新設される。裁判に勝ったり、和解が成立したりしても、実際には加害者からお金が支払われず、泣く泣く苦しい生活を強いられる被害者らが多い実情を踏まえた制度で、被害者の要望に沿っている。自治体は国より小回りが利くた

## 改正「明石市犯罪被害者等支援条例」(平成26年4月1日施行)

主な改正点は①立替支援金制度の創設②「二次的被害」の被害者を支援対象に位置づけ③日常生活支援の拡大—など。

①は、被害者等が確定判決や和解で損害賠償金の権利を得ても加害者側から支払われない場合に、市が請求権の譲渡を受け、立替支援金として300万円を上限に被害者側に支給する。被害者・遺族らが長年にわたって強く要望していた施策で、全国で初めて制度化した。支給対象者は被害者の遺族か、死亡に匹敵する重度の障害を負って働けなくなった被害者に限定した。

②は、条例が適用される支援対象をうわさや中傷、マスコミの報道などによる「二次的被害」の被害者にも拡大した。合わせて基本理念や市民等の責務の中に二次的被害の発生防止をうたっている。

③は、これまでの支援条例(平成23年4月1日施行)でも、家事を支援するホームヘルパーの派遣や家賃の補助を規定していたが、改正条例は一層きめ細かい配慮を盛り込んだ。例えば、家事に加え介護のヘルパー派遣や、被害者等が各種手続きに出かける際などの一時保育に要する費用の補助、転居費の補助など。刑事事件の手続きに参加する支援の拡大として、公判期日に出席する場合の旅費等の補助もある。法務省の「被害者参加旅費等支給制度」(7ページ、用語解説参照)では認められない「傍聴」の場合も支給対象とする方針という。

め、まず自治体で先進的な条例ができ、次第に広まった後ようやく国の法律ができるという例は少ないが、明石市の改正条例も国の被害者支援をリードするものと位置づけられる。こうした被害者の厳しい現実をきちんと受け止め、その切実な願いをかなえようとする工夫や実践を行えば、多くの市町村に波及し、国全体の施策へとつながっていく。

— 制定された支援条例の物足りないところは、いかがですか？

ひとつは、各市町村条例で被害者に見舞金や支援金の支給をうたっているが、遺族には30万円、傷害を負った人には10万円が限度という形がほとんどで、横並び状態だ。国の犯罪被害者給付金制度は給付までに時間がかかり、被害発生直後から経済的に苦しむ被害者が多いことを考慮すれば、自治体にはもっと頑張してほしい。

過失犯による被害は条例の対象外であることも問題だ。過失犯は交通事故に多く、保険があるから・・・といわれるが、近年、福知山の花火会場事故をはじめ、過失による大事故で被害に遭うケースが増えている実情をみると、こうした被害者にも対応できる条例が必要だ。一方、当該都道府県や市町村以外での被害や、被害者がその自治体の住民でないケースが条例の対象外という制約もある。自治体条例に限界があるにしても、その隙間や穴を埋め、全国どこでも被害者が同じように支援を受けることができるようにする運用や対応が課題になる。

## 支援センターが積極的に後押しを

— 支援センターにとって、条例の有無はどう影響しますか？

条例ができることで行政当局・職員の被害者支援への意識が高まれば、支援センターの活動にも理解が深まり、連携する必要性が認識されるはずだ。そこから支援センターへの財政支援が生まれたり、逆にセンターが職員研修など自治体や議会の質の向上に寄与したりして、相乗効果が見込める。他方、条例ができていない自治体に対しては、支援センターが条例づくりを積極的に

働き掛ける。その過程で情報提供や研修など自治体のお手伝いもでき、条例制定後の連携がスムーズに進むだろう。

— 各支援センターの役割が大きいわけですね。

その通りで、まずセンターの立地する都道府県とその市町村の条例制定状況を把握し、他府県市町村と比べてほしい。私は昨夏の近畿ブロック研修会で近畿各府県自治体の条例化のバラつきを問題提起したが、そんな思いからだ。さらに、条例の中身もしっかり比較し、気になる条例についてはその自治体のある都道府県の支援センターに問い合わせれば、双方のセンターが情報を共有でき、改善への取り組みにつながる。

また、10年、20年後を展望すると、各都道府県にある支援センターの拠点が1か所だけでは足りない。各市町村に支援条例が行きわたれば、支援センターも都道府県内の地域ごとに支部などの拠点が必要になる。もちろん、人材や経費の問題があるが、被害者の方々が安心して支援を受け、再び平穏な暮らしに戻れるようにするためには、民間支援団体である支援センターと自治体が協力し、地域に根差した支援をしっかりと行う態勢づくりが欠かせない。

— 全国被害者支援ネットワークの役割はいかがですか？

ネットワークは、全国の情報を各センターや自治体に提供する機能を求められており、支援条例についても情報収集とその提供が重要だ。単に伝えるだけでなく、条例の作り方のノウハウやプロセスについて紹介したり、各地の条例を比較検討・分析して、よりよいものに誘導したりする役割もある。条例をてこに自治体間、地域間のいい意味での競争が強まれば、地域の被害者支援力の向上が見込め、ひいては国全体のレベルアップにつながる、と期待している。

— ありがとうございました。